

高知大学大学院医学系研究科学学位規則実施細則

平成16年4月1日
規則第328号

最終改正 平成17年12月6日規則第565号

(趣旨)

第1条 この細則は、高知大学学位規則(以下「規則」という。)第20条の規定に基づき、規則第3条第3項及び第4項に定める博士の学位授与の実施に関し必要な事項を定める。

(申請手続及び資格等)

第2条 規則第3条第3項に規定する学位の授与について、授与のために当該学位論文の審査を申請することのできる者は、高知大学大学院学則第40条に定める単位を修得したもの又は申請した日の属する学年末までに修得する見込みが確実なものとし、申請の時期は、第4年次の10月1日以降12月20日までとする。ただし、同条ただし書に規定する「特に優れた研究業績をあげた者」については、第3年次の10月1日以降1月31日までとする。

2 規則第3条第4項の規定に基づき、学位の授与を申請することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 博士課程に4年以上在学して所定の単位を修得した後退学した者
- (2) 大学の医学部医学科又は歯学部を卒業した者で、基礎医学においては5年以上、臨床医学においては6年以上(共に実地修練期間は含まないものとする。)の研究歴を有するもの
- (3) 前2号以外の理科系の大学又は旧制の専門学校を卒業した者で、基礎医学においては8年以上、臨床医学においては9年以上の研究歴を有するもの
- (4) その他の大学又は旧制の専門学校を卒業した者で、基礎医学においては10年以上、臨床医学においては11年以上の研究歴を有するもの
- (5) 大学院医学系研究科委員会が前各号に掲げる者と同等以上と認めたもの

3 前項に規定する研究歴とは、次に掲げる期間をいう。

- (1) 大学の専任職員として医学又は歯学の研究に従事した期間
- (2) 大学院の医学研究科又は歯学研究科を退学した者の大学院に在学した期間
- (3) 大学の医学部附属病院又は大学院医学系研究科委員会がこれに準ずると認める医療機関において医員として研究に従事した期間

- (4) 大学の研究生として医学又は歯学の研究に従事した期間
- (5) 大学院医学系研究科委員会が認める研究機関において専任職員として研究に従事した期間
- (6) 大学院医学系研究科委員会が前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

4 前項の研究に従事した期間のうち、本学以外の期間については、それぞれの研究歴に関する証明書を提出しなければならない。

(審査のための証明等)

第3条 学位論文は、審査のための受付時において印刷公表したもの又は1年以内に印刷公表することが証明できるものとする。

(資格審査)

第4条 規則第6条に定める審査の付託に当たっては、あらかじめ資格審査を行うものとする。

2 前項の資格審査は、大学院医学系研究科医学運営委員会が行う。

(審査委員会)

第5条 規則第7条第1項の審査委員会は、大学院医学系研究科委員会委員の中から主査1人及び副査2人の計3人をもって組織する。

(外国語の試問)

第6条 規則第8条第2項に基づく学力の確認のため、外国語の試問を年2回(2月、9月)行うものとする。

(公開審査)

第7条 規則第8条第1項に定める最終試験又は規則第8条第2項に定める学力の確認を行うに当たっては、少なくとも1回の公開による審査を行わなければならない。

(学位授与の時期)

第8条 規則第3条第4項の規定による学位授与の時期は、規則第10条第1項に定める議決が行われた日付とする。

(実施細目)

第9条 この細則に定めるもののほか、学位授与の実施に関し必要な細目は、その都度大学院医学系研究科委員会が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年12月6日から施行する。